



2015年6月15日号

目次

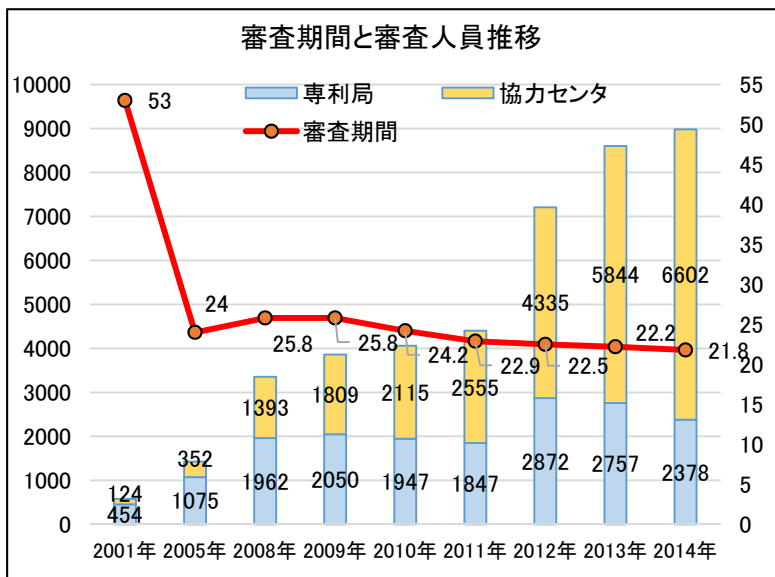
(W&B No. 201507CY)

1. 2014年度知識産権局年報による特許審査状況
2. 改正専利行政執法弁法の施行 (2015年7月1日)
3. 改正広告法の施行 (2015年9月1日)

【1】2014年度知識産権局年報による特許審査状況

国家知識産権局は、2014年度年報を2015年5月にそのウェブサイトに掲載している。既に特許出願等の情報は報告しているので、ここでは審査体制及び審判関係の統計をご紹介します。

関連サイト：<http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2014/>



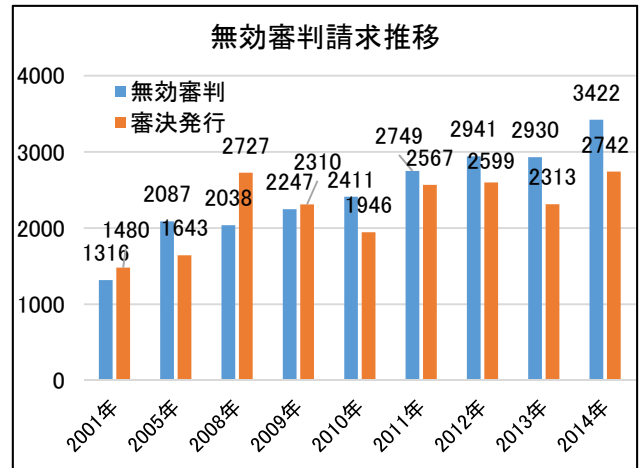
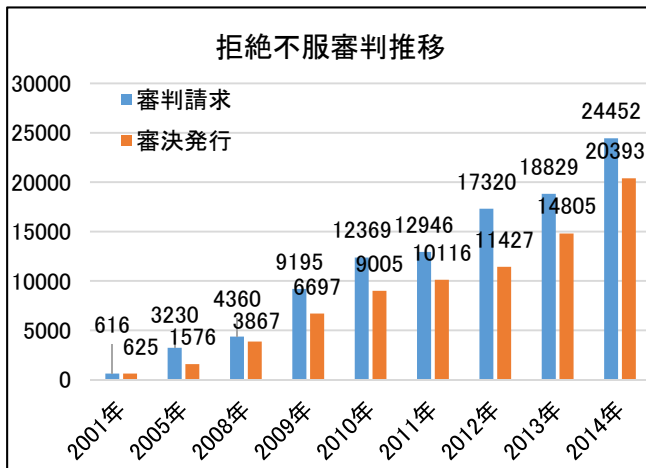
2014年の審査完了特許出願（発明、実案、意匠）は189万件と前年比+16%、内、発明特許は43.1万件。第1回審査結果（OA）の発行は53.5万件。審査平均期間は、発明特許は21.8か月（4か月短縮）、実案は3.5か月、意匠は3.7か月である。

審査は専利局及び審査協力センタで行われているが、現在のところ審査協力センタは北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川に所在し、6,602名が従事している。

一方、特許出願拒絶査定及び特許無効の審判は専利復審委員会が審査を行い、254名が審査実務に当たっている。

拒絶査定不服審判は24,452件と前年比+30%増、構成比は発明特許が88%、実案が10%、意匠が2%である。無効審判は3,422件と前年比+17%増、構成比は発明特許が22%、実案が45%、意匠が33%である。

なお、審決不服の行政訴訟は985件で、無効審判不服778件（79%）。査定審判不服207件（21%）である。



【2】改正専利行政執法弁法の施行（2015年7月1日）

国家知識産権局は、2015年5月29日付け、専利行政執法弁法（特許行政執行法規則）を局令第71号で公示し、7月1日より施行することを発表した。本件については、本誌3月27日No201503CY号で1月27日に意見募集がなされたことなど、その概要を報告したのでご参照ください。中国での知的財産権紛争が増加する中、司法の作業負担軽減、行政権限の強化による行政処分と早期の解決につながる対策を進めていると言える。最終的な改正規則は全体の11項目が対象となり、インターネット上の侵害にかかる執行内容の追加及び執行部門の明確化と権限の強化、手続き期限の明確化にまとめることができる。

関連サイト：http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201506/t20150601_1125506.html

日本企業にとっては、特許権（中国の場合、発明、実案及び意匠を含む）の侵害や虚偽表示に会った場合に行政ルートによる対策を検討する場合の具体的手続きを知ることができる。反対に、日本企業が中国企業から行政ルートによる対策を受ける場合も同様であるため、行政手続きで参考になるところが多いため研究されることをお勧めする。下記はその仮訳である。アンダーライン部分が主要改正部分。

専利行政執法弁法（局令71号）仮訳

第一章 総則

第1条 法による行政の深化を推進するために、特許行政法執行行為の規範化し、特許権者及び社会公衆の合法的權益を保護し、社会主義市場経済秩序を維持するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」及びその他の関連法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 特許管理業務部門が特許行政執行法を展開、つまり、特許権侵害紛争処理、特許紛争調停及び特許詐称行為を処理する場合、本弁法を適用する。

第3条 特許管理業務部門は特許権侵害紛争を処理する場合、事実に基づき、法律準拠、公正、適時の原則に従わなければならない。

特許管理業務部門は特許紛争を調停する場合、自由意志、合法の原則に従い、事実及び争点を明確にするとともに、当事者が相互に諒承し、調停合意が成立することを促さなければならない。

特許管理業務部門は特許詐称行為を取締まる場合、事実に基づき、法律準拠、公正、公開の原則に従わなければならない。行政処罰内容は違法行為の事実、性質、情状及び社会に及ぼす危害の程度に相当するものでなければならない。

第4条 特許管理業務部門は特許行政執行法の勢力構築を強化し、行政法執行官の資格管理を厳格化

し、行政執行法の責任を明確化し、特許行政法執行を規範化しなければならない。

特許行政法執行官（以下、法執行官と略称）は国家知識産権局或いは省、自治区、直轄市人民政府の発行した行政法執行証書を所持しなければならない。法執行官は公務を執行する場合、威厳ある服装でなければならない。

第5条 重大な影響を及ぼす特許権侵害紛争事件、特許詐称事件について、国家知識産権局は必要に応じて、関連特許管理業務部門を組織し、処理、取締させることができる。

行為発生地が2つ以上の省、自治区、直轄市を跨る重大事件について、関連の省、自治区、直轄市の特許管理業務部門は国家知識産権局に報告し、その処理或いは取締の調整を仰ぐことができる。

特許管理業務部門が特許行政法執行の展開において難題に遭った場合、国家知識産権局は必要な指導と支援をしなければならない。

第6条 特許管理業務部門は当地の実情に基づき、市、県クラスの人民政府が設立し、実際の処理能力のある特許管理業務部門に特許詐称行為の取締、特許紛争の調停を委託することができる。

委託者は受託者の特許詐称の取締及び特許紛争の調停について、監督、指導するとともに、法的責任を負わなければならない。

第7条 特許管理業務部門の命じた特許行政法執行担当官が当事者と直接的利害関係がある場合、回避しなければならない。当事者はその回避を申立てる権利を有する。当事者が回避を申立てる場合、理由を説明しなければならない。

法執行官の回避は、特許管理業務部門の責任者が決定する。回避の要否が決定されるまで、回避申立を受けた執行官は本案の業務に関与することを一時停止しなければならない。

第8条 特許管理業務部門は展示会と電子商取引分野における行政法執行を強化し、展示期間と電子商取引プラットフォームでの特許権侵害紛争を速やかに調停や処分、特許詐称行為を適時取り締らなければならない。

第9条 特許管理業務部門は行政法執行の情報化構築と情報共有を強化しなければならない。

第二章 特許権侵害紛争処理

第10条 特許管理業務部門に特許権侵害紛争処理を請求する場合、以下の条件に合わなければならない。

- (1) 請求者は特許権者或いは利害関係者であること;
- (2) 明確な被請求者があること;
- (3) 明確な請求事項と具体的な事実、理由があること;
- (4) 受理事件が特許管理業務部門の受理事件及び管轄範囲に属すること;
- (5) 当事者が当該特許権侵害紛争を人民法院に提訴していないこと。

第1項の利害関係者には特許実施許諾契約における被許諾者、特許権者の合法的継承者を含む。特許実施許諾契約の被許諾者において、独占実施許諾契約の被許諾者は独自で請求を提出することができる。排他的実施許諾契約の被許諾者は特許権者が請求しない場合に独自で請求を提出することができる。契約に特段の約定がある場合を除き、通常実施許諾契約の被許諾者は単独で請求を提出することはできない。

第11条 特許管理業務部門に特許権侵害紛争の処

理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。

(1) 権利主体資格証明; 即ち個人は住民身分証明書或いはその他有効な身分証明書、組織は有効な営業許可証或いはその他組織資格証明書の副本及び法定代表者或いは主要役員身分証明書を提出しなければならない;

(2) 特許権有効の証明; 即ち特許原簿の副本、或いは特許証書と当該年度の特許年金納付領収書。

特許権侵害紛争が実用新案或いは意匠特許の場合、特許管理業務部門は請求者に国家知識産権局が作成した特許権評価報告(実用新案検索報告)の提出を求めることができる。

請求者は被請求者の人数に応じた請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

第12条 請求書には下記の内容を記載しなければならない。

- (1) 請求者の氏名或いは名称、住所、法定代表者或いは主要責任者の氏名、職位、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所;
- (2) 被請求者の氏名或いは名称、住所;
- (3) 請求する処分事項及び事実と理由。

関連証拠と証明資料は請求書に添付して提出できる。

請求書には請求者が署名或いは押捺しなければならない。

第13条 請求が本弁法第10条に規定する条件に合う場合、特許管理業務部門は請求書の受領日から5営業日以内に立案するとともに請求者に通知し、同時に当該特許権侵害紛争を処理する3名或いは3名以上の奇数の法執行官を指定しなければならない。請求が本弁法第10条の規定に合わない場合、特許管理業務部門は請求書の受領日から5営業日以内に、請求者に非受理を通知するとともにその理由を説明しなければならない。

第14条 特許管理業務部門は立案日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求者に送達しなければならない。被請求者は受領日から10日以内に答弁書を提出するとともに請求者の人数に

応じた答弁書の副本を提供することを要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、特許管理業務部門の処理手続きに影響しない。

被請求者が答弁書を提出した場合、特許管理業務部門は受領日から 5 営業日以内に答弁書の副本を請求者に送達しなければならない。

第 15 条 特許管理業務部門が特許権侵害紛争を処理する場合、当事者の事由意志に基づき調停手続きを行うことができる。当事者双方が合意した場合、特許管理業務部門は調停合意書を作成し、公印を押すとともに当事者双方も署名或いは押捺する。調停が成立しない場合、適時処分決定を下さなければならない。

第 16 条 特許管理業務部門が特許権侵害紛争を処理する場合、事件の状況に基づき口頭審理手続きの要否を決定することができる。特許管理業務部門が口頭審理手続きを決定した場合、少なくとも口頭審理の 3 営業日前に口頭審理の時間や場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合、或いは許可を得ずに途中退席をした場合、請求者であれば請求を取下げさせ、被請求者であれば欠席とする。

第 17 条 特許管理業務部門が口頭審理を行なう場合、口頭審理の参加者と審理要点を記録書に記入しなければならないと、間違いのないとの確認後、法執行官と参加者は署名或いは押捺する。

第 18 条 特許法第 59 条第 1 項に定める「発明或いは実用新案特許権の保護範囲はその特許請求の範囲の内容を基準とする」とは、特許権の保護範囲はその特許請求に記載された技術的特徴が確定する範囲を基準とすることをいい、記載された技術的特徴と均等の特徴が確定する範囲も含む。均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段で、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成するとともに、所属分野の当業者であれば創造的活動なく想到できる特徴のことを言う。

第 19 条 調停協議が成立或いは請求者が請求を取下げた場合を除き、特許管理業務部門は特許権侵害紛争の処理において、以下の内容を明記した処分

決定書を作成しなければならない。

- (1) 当事者の氏名或いは名称、住所；
 - (2) 当事者の陳述した事実と理由；
 - (3) 権利侵害行為成立の有無を認定する理由と根拠；
 - (4) 処分決定において、侵害行為の成立とともに、即時権利侵害者に侵害行為停止を命じる必要があると認定した場合、被請求者に即時停止を命じる侵害行為の種類、対象と範囲を明記しなければならない。侵害行為不成立と認定する場合、請求者の請求を却下しなければならない。
 - (5) 処分決定不服で行政訴訟する提起先と期限。
- 処分決定書には特許管理業務部門の公印を押捺しなければならない。

第 20 条 特許管理業務部門或いは人民法院が権利侵害が成立していることを認定するとともに権利侵害者に侵害行為の即時停止を命じる処分の決定或いは判決後、被請求者が同一特許権に再び同一種類の侵害行為を行い、特許権者或いは利害関係者が処分を請求する場合、特許管理業務部門は侵害行為の即時停止を命じる処分の決定を直接出すことができる。

第 21 条 特許管理業務部門が発明或いは実用新案特許権侵害紛争を処理する場合、立件日から 3 か月以内に結審しなければならない。意匠特許権侵害紛争を処理する場合、立件日から 2 か月以内に結審しなければならない。事件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、特許管理業務部門の責任者の承認を得なければならない。承認により延長される期間は、長くとも 1 か月を超えないものとする。

事件の処理手続き中の公告、鑑定、中止等の期間は前項記載の事件処理期間に算入しない。

第三章 特許紛争の調停

第 22 条 特許管理業務部門に特許紛争の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 請求者の氏名或いは名称、住所、法定代表者或いは主要責任者の氏名、職位。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所；

(2)被請求者の氏名或いは名称、住所;

(3)調停請求の具体的な内容と理由。

特許権侵害の損害賠償額のための調停を請求する場合、関係の特許管理業務部門が権利侵害行為成立を認定した処分決定書の副本を提出しなければならない。

第 23 条 特許管理業務部門は調停請求書を受領後、請求書副本を郵送、直接手渡し或いはその他の方法で被請求者に適時に送達し、被請求者には受領日から 10 日以内に意見陳述書の提出を求めなければならない。

第 24 条 被請求者が意見陳述書を提出するとともに調停手続きに同意する場合、特許管理業務部門は意見陳述書の受領日から 5 営業日以内に立件するとともに請求者と被請求者に調停手続きの時間と場所を通知しなければならない。

被請求者が期限を過ぎても意見陳述書を未提出、或いは意見陳述書に調停拒否を表明した場合、特許管理業務部門は立件せずに請求者に通知する。

第 25 条 特許管理業務部門が特許紛争を調停する場合に関連組織或いは個人に協力を要請することができ、被要請組織或いは個人は調停手続きに協力しなければならない。

第 26 条 当事者が調停を経て合意した場合、特許管理業務部門は調停合意書を作成し、その公印を押捺するとともに両当事者が署名或いは押捺する。合意に至らなかった場合、特許管理業務部門は事件を取消す方法で終結するとともに両当事者に通知する。

第 27 条 特許出願権或いは特許権帰属の紛争の調停が請求された場合、当事者は特許管理業務部門の受理通知書を国家知識産権局に当該特許出願或いは特許権の関連手続の中止を請求することができる。

調停を経て合意した場合、当事者は調停合意書を国家知識産権局に回復手続の申請をしなければならない。合意不成立の場合、当事者は特許管理業務部門が発行した事件取消通知書で国家知識産権局に回復手続のための処理をしなければならない。中止請求日より満 1 年経ても中止の延長が未請求の場合、

国家知識産権局は自動的に回復の関連手続を行う。

第四章 特許詐称行為の取締

第 28 条 特許管理業務部門が被疑特許詐称行為を発見、或いは発見したことの通報、申立を受けた場合、発見日から 5 営業日以内、或いは通報、申立の受領日から 10 営業日以内に立件するとともに、2 名或いは 2 名以上の法執行官を指定して調査しなければならない。

第 29 条 特許詐称行為の取締は行為発生地の特許管理業務部門が管轄する。

特許管理業務部門に対する管轄権の紛争が発生した場合、それら共通の上級人民政府の特許管理業務部門が管轄を決定する。共通の上級人民政府の特許管理業務部門がない場合、国家知識産権局が管轄を決定する。

第 30 条 特許管理業務部門が特許詐称被疑製品の封印、押収をする場合、その責任者の承認を経なければならない。封印、押収時には、当事者に関連の通知書がなければならない。

特許管理業務部門が特許詐称被疑製品を封印、押収する場合、その場で点検し、記録書とリストを作成し、当事者と法執行官は署名或いは押捺しなければならない。当事者が署名或いは押捺を拒否した場合、法執行官は記録書にそれを明記する。リストは当事者に 1 部渡さなければならない。

第 31 条 事件調査が終了した場合、特許管理業務部門の責任者の承認を経て、事件の状況に基づき下記の処分をする。

(1) 特許詐称行為が成立し処罰しなければならない場合、法により行政処罰する;

(2) 特許詐称行為が軽微なうえ適時は正している場合、処罰を免ずる;

(3) 特許詐称行為が不成立の場合、法により事件を取消す;

(4) 被疑犯罪の場合、法により公安機関に移送する。

第 32 条 特許管理業務部門は行政処罰決定前に、当事者に処罰決定の事実、理由と根拠とともに、法により享有する権利を告知しなければならない。

特許管理業務部門は比較的高い罰金を決定する

前に、当事者には聴聞を要求する権利があることを告知しなければならない。当事者が聴聞を要求した場合、法により聴聞を行わなければならない。

第 33 条 当事者は陳述と弁明の権利を有し、特許管理業務部門は当事者の弁明によりその行政処罰を重くしてはならない。

特許管理業務部門は当事者が提出した事実、理由と証拠に対して確認しなければならない。当事者が提出した事実や理由が成立する場合、特許管理業務部門はそれを採用しなければならない。

第 34 条 情状が複雑或いは重大な違法行為に比較的厳しい行政処罰をする場合、特許管理業務部門の責任者は集団で検討し、決定しなければならない。

第 35 条 調査を経て、特許詐称行為が成立し、処罰しなければならない場合、特許管理業務部門は処罰決定書を作成し、下記の事項を記載しなければならない。

- (1) 当事者の氏名或いは名称、住所;
- (2) 特許詐称行為の成立を認定する証拠、理由と根拠;
- (3) 処罰の内容及び履行方法;
- (4) 処罰決定に不服での行政再審申請と行政訴訟提起先と期限。

処罰決定書には特許管理業務部門の公印を押捺しなければならない。

第 36 条 特許管理業務部門が特許詐称案件を取締まる場合、立件日より 1 か月以内に終結しなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、特許管理業務部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長される期間は、長くとも 15 日間を超えないものとする。

案件の処理手続き中の聴聞、公告等の時間は前項記載の案件処理期間に算入しない。

第五章 証拠収集調査

第 37 条 特許権侵害紛争の処理手続き中に、当事者が客観的な原因から自ら部分的に証拠収集できない場合、書面を以て特許管理業務部門に証拠収集調査を請求することができる。特許管理業務部門は情状に基づき関連証拠の収集調査の可否を決定す

る。

特許権侵害紛争の処理、特許詐称行為の取締り手続き中に、特許管理業務部門は必要に応じて職権による関連証拠の収集調査をすることができる。

法執行官が関連証拠を収集調査する場合、当事者或いは関係者に当該行政法執行証書を提示しなければならない。当事者と関係者は協力、連携し、事実に応じて対応しなければならない。拒否や妨害をしてはならない。

第 38 条 特許管理業務部門が証拠の調査、収集をする場合、事件に関連する契約や帳簿等の関連文書を検査・複製、当事者と証人に聴取、測量・写真や映像撮等の方法で現場検証を行うことができる。製造方法の特許権被疑侵害がある場合、特許管理業務部門は被調査者に現場での実演を命じることができる。

特許管理業務部門が証拠収集調査をする場合は記録書を作成しなければならない。記録書は法執行官、被調査組織或いは個人により署名或いは押捺されなければならない。被調査組織或いは個人が署名或いは押捺を拒否した場合、法執行官が記録書にそれを明記する。

第 39 条 特許管理業務部門が証拠を収集調査する場合、見本証拠収集法を採用することができる。

製品特許の場合、権利侵害被疑製品の一部を見本として収集することができる。方法特許の場合、当該方法に基づき直接的に得られた被疑製品の一部を見本として収集することができる。収集される見本数は事実を証明できる量を限度とする。

特許管理業務部門が証拠の見本を収集調査する場合、記録書とリストを作成し、収集された見本の名称、特徴、数量及び保管場所を記載し、特許行政法執行官、被調査組織或いは個人は署名或いは押捺しなければならない。被調査組織或いは個人が署名或いは押捺を拒否した場合、法執行官は記録書にそれを明記する。リストは被調査者に 1 部渡さなければならない。

第 40 条 証拠消滅の可能性或いは後日取得が難しい、又は証拠見本の収集調査が証拠を集めることがで

きない場合、特許管理業務部門は登録保存するとともに7日以内に決定を出すことができる。

登録保存された証拠について、被調査組織或いは個人は廃棄或いは移動してはならない。

特許管理業務部門が登録保存する場合には記録書とリストを作成し、登録保存された証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を記載し、法執行官、被調査組織或いは個人は署名或いは押捺しなければならない。被調査組織或いは個人が署名或いは押捺を拒否した場合、法執行官は記録書にそれを明記する。リストは被調査者に1部渡さなければならない。

第41条 特許管理業務部門が他の特許管理業務部門に証拠の収集調査の協力を委託する必要がある場合、明確な要求を提出しなければならない。委託を受けた部門は適時、真剣に証拠の収集調査に協力するとともにできるだけ早く回答しなければならない。

第42条 税関は差押えた被疑権利侵害貨物に対して調査を行い、特許管理業務部門に協力を求める場合、特許管理業務部門は法に基づき協力しなければならない。

特許管理業務部門が輸出入貨物の特許案件を処理する場合、税関に協力を求めることができる。

第六章 法律責任

第43条 特許管理業務部門が特許権侵害行為の成立を認定し、処分決定を下し、権利侵害者に侵害行為の即時停止を命じる場合、下記に掲げる侵害行為制止措置を取らなければならない。

(1) 権利侵害者が特許権侵害品を製造した場合、その製造行為の即時停止、権利侵害品の製造に使用された専用設備、金型の廃棄命令とともに、未販売権利侵害品の販売、使用或いはその他いかなる形式での市場投入禁止。権利侵害品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄命令。

(2) 権利侵害者が特許権者の許諾を得ずに特許方法を使用した場合、権利侵害者に使用行為の即時停止命令、特許方法を実施した専用設備、金型の廃棄命令とともに、特許方法に基づき直接的に得られた未販売の権利侵害品の販売、使用或いはその他いかなる形式での市場投入の禁止。権利侵害品の保

存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄命令。

(3) 権利侵害者が特許権侵害品或いは特許方法から直接的に得られた侵害品を販売した場合、その販売行為の即時停止命令とともに、未販売の権利侵害品の使用或いはその他いかなる形式での市場投入の禁止。未販売の権利侵害品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄命令。

(4) 権利侵害者が特許権侵害品或いは特許方法から直接的に得られた権利侵害品の販売を許諾している場合、その販売許諾行為の即時停止、影響取除命令とともに、いかなる実際の販売行為の禁止。

(5) 権利侵害者が特許権侵害品或いは特許方法から直接的に得られた権利侵害品を輸入した場合、権利侵害者に輸入行為の即時停止命令。権利侵害品が既に入国した場合、当該侵害製品の販売、使用或いはその他いかなる形式での市場投入の禁止。権利侵害品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄命令。権利侵害品がまだ入国していない場合、処分決定の関連税関への通知。

(6) 電子商取引プラットフォームに対する被疑権利侵害品の関連ウェブページの削除或いは遮断などの措置通知。

(7) 権利侵害行為を停止するためのその他必要な措置。

特許管理業務部門が電子商取引プラットフォームでの特許権侵害行為の成立を認定し、処分決定を下す場合、電子商取引プラットフォームの事業者の特許侵害製品或いは特許方法により直接獲得した権利侵害品に関するネットサイトを削除、遮断、或いはリンクの切断などの措置を取るよう通知しなければならない。

第44条 特許管理業務部門が特許権侵害行為の成立を認定するとともに権利侵害者に権利侵害行為の即時停止を命じる処分決定後、被請求者が人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟係属中に決定の執行を中止しない。

権利侵害者が特許管理業務部門による権利侵害行為成立の認定による処分決定に期限経過後も提

訴しない又は権利侵害行為を停止しない場合、特許管理業務部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 45 条 特許管理業務部門は特許詐称行為の成立を認定する場合、行為者に下記に掲げる是正措置をとるよう命じなければならない。

(1) 特許権が未登録の製品或いはその包装での特許表示する、特許権無効宣告後或いは特許権終了後も継続して製品或いはその包装に特許表示する或いは許諾なく製品或いは製品包装に他人の特許番号を表示する場合、即時表示行為の停止、未販売製品或いはその包装の特許表示の消去。製品の特許表示を消去することが難しい場合、当該製品或いは包装の廃棄；

(2) 第(1)項に記載された製品を販売する場合、即時販売行為の停止；

(3) 製品取扱説明書等の書類に特許権未登録の技術或いは意匠を特許技術或いは意匠特許、特許出願を特許と称し、或いは許諾なく他人の特許番号を使用し、関係技術 或いは意匠を他人の特許技術或いは意匠特許と公衆を誤認させる場合、当該資料の配布即時停止、未配布資料の廃棄とともに影響の除去；

(4) 特許証、特許明細書或いは特許出願明細書を偽造或いは変造した場合、偽造或いは変造行為の即時停止、偽造或いは変造した特許証、特許明細書或いは特許出願明細書の廃棄とともに影響の除去；

(5) 電子商取引プラットフォームに特許詐称の被疑関連ウェブページの削除或いは遮断などの措置通知。

(6) その他の必要な是正措置。

特許管理業務部門が電子商取引プラットフォーム上の特許詐称行為の成立を認定する場合、電子商取引プラットフォームの事業者の特許詐称製品に関するネットサイトを削除、遮断、或いはリンクの切断などの措置を取るよう通知しなければならない。

第 46 条 特許管理業務部門が特許権侵害行為の成

立を認定するとともに侵害者に権利侵害行為の即時差止を命じる決定を下した場合、或いは特許詐称行為の成立を認定するとともに処罰決定を下した場合、決定日より 20 営業日以内に公開し、政府のウェブサイトなどを通じて適時法執行情報を公表しなければならない。

第 47 条 特許管理業務部門が特許詐称行為の成立を認定した場合、下記に掲げる方法により行為者の違法所得を確定することができる。

(1) 特許詐称製品販売の場合、製品の販売価格に販売数量を乗じて算定された金額を違法所得とする。

(2) 特許詐称契約締結の場合、取得資金を違法所得とする。

第 48 条 特許管理業務部門が処罰決定を出した後、当事者が行政再審申立或いは人民法院に行政訴訟を提起した場合、行政再審中或いは訴訟係属中に決定の執行を停止しない。

第 49 条 特許詐称行為の行為者は処罰決定書の受領日から 15 日以内に指定銀行に処罰決定書に明記された罰金を納付しなければならない。期限が来ても未納付の場合、1 日当り罰金の 3%を増額する。

第 50 条 特許管理業務部門が法に基づく公務を執行することを拒絶、妨害する場合、公安機関が「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づき処罰する。情状が深刻で犯罪を構成する場合、司法機関が法に基づき刑事責任を追及する。

第七章 附則

第 51 条 特許管理業務部門は郵送、直接手渡し、留置送達、公告送達或いはその他の方法で関連法律文書と資料を送達することができる。

第 52 条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責めを負う。

第 53 条 本弁法は 2011 年 2 月 1 日より施行する。2001 年 12 月 17 日に国家知識産権局令第 19 号で公布した「専利行政執法弁法」は同時に廃止する。

以上 ■

【3】改正広告法の施行（2015年9月1日）

中国の経済成長は停滞し始めたものの、市場としては拡大を続けており、2014年の中国広告事業規模は5600億元（約11兆円）と既に全世界で第2位に位置するほど大規模である。中国で広告事業を管轄する基本法令は、「中華人民共和国広告法」であり、現行法は1995年2月1日に施行された。しかし、広告事業を取り巻く環境は大きく変化しており、事業も飛躍的に発展しているため、広告法も20年目の節目を迎えることから、工商行政管理総局は、2014年2月から改正案を一般に公表し、パブコメを募集するなど必要な措置をとり、2015年4月25日に改正法を公示した。改正法は、2015年9月1日より施行される。

関連WEBサイト http://www.gov.cn/xinwen/2015-04/25/content_2852914.htm

今回の広告法の改正は、広告監督管理制度をさらに充実させ、行政管理部門の職権の保障と規範を詳しく定め、虚偽違法広告に対する懲罰や処分を強化しているところに特徴がある。広告事業としてはインターネットを利用する機会が増えたため、メールやブラウザ上での強制広告送付時の義務や責任、インターネット事業者の連帯責任などの面から条項が新設されている。また、処罰の対象に、広告主及び広告事業者に加え、広告に登場するイメージキャラクターである人物（日本で言えば芸能人や有名人にあたる）に、商品やサービスを紹介、推薦する場合に、その義務と責任が明確に定められた。また、個別の広告規制としては、薬品や医療機器、たばこや酒類、投資及び不動産などを対象として、明文化している。

日本企業が直接行政指導や処罰を受けることは少ないものの、現地法人や代理店などを通じて、商品の販売やサービスの提供を行う場合は、広告法の適用を受けることになる。日本とは広告の自由度に差が有るため、広告中に使用してはならない用語や表現（例えば、最高級や業界一などトップランクの表現）、比較広告の禁止（例えば、他社製品との比較表や差別するデータなど）、広告内容の真実性（例えば、期限切れ或いは無効となった特許表示や独自に作成したデータなど）に注意を払い、広告内容を設定しなければならない。

現地での活動においては、広告に関連した表示内容についても掲示する際に守らなければならない規制が広告法以外にも数多く有るため、中国での広告宣伝活動をする場合には競争法、特定製品やサービスにかかる関係法規、地方政府の条例などを把握し、現地弁護士のアドバイスを受けながら、自らの広告活動が指導や処罰を受けないように対応されることをお勧めします。

弊所は、商品表示や広告表現についてのアドバイスの提供を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

改正広告法仮訳

(1994年10月27日第8回全人代常務員会第10会議採択、2015年4月24日第12回全人代常務委員会第14回会議改定)

第一章 総則

第1条 広告活動の規範化と、消費者の合法的權益の保護、広告業の健康な発展、社会経済秩序の維持のため、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国内において、商品事業者或いはサービス提供者が特定の媒体と形式により、直接或いは間接に自ら販促する商品或いはサービスを

商業広告活動で紹介する場合、本法を適用する。

本法で言う広告主とは、商品或いは提供するサービスを販促するため、独自に或いは他人に委託して広告を設計、制作、掲載する広告の自然人、法人或いはその他の組織を言う。

本法で言う広告事業者(原文「広告経営者」)とは、委託を受けて広告の設計、制作を提供する代理サービスの自然人、法人或いはその他の組織を言う。

本法で言う広告掲載者(原文「広告発布者」)とは、広告主或いは広告主が委託した広告事業者のために広告を掲載(原文「発布」)した自然人、法人或いはそ

の他の組織を言う。

本法で言う広告宣伝人(原文「広告代言人」とは、広告主以外で、広告中に自らの名義或いはイメージにより商品やサービスを推薦、立証する自然人、法人或いはその他の組織を言う。

第3条 広告は、真実で、合法的、健康的表現形式で広告内容を表し、社会主義精神の文化建設と中華民族の優秀な伝統文化の要求に合致していなければならない。

第4条 広告には虚偽や人に誤解される内容が含まれてはならず、詐欺や消費者を惑わすものであってならない。

広告主は広告内容の真実性に責任を負わなければならない。

第5条 広告主、広告事業者、広告掲載者が広告活動に従事する場合、法律、法規を遵守し、信義誠実、公平な競争をしなければならない。

第6条 国務院工商行政管理部門は全国の広告監督管理業務を主管し、国務院の関係部門はそれぞれの職責範囲内で広告管理関連業務の責任を負う。

県クラス以上の地方工商行政管理部門は当該行政区域内での広告監督管理業務を主管し、県クラス以上の地方政府関連部門はそれぞれの職責範囲内で広告管理関連業務の責任を負う。

第7条 広告業組織は法律、法規と起訴国の規定に従って、事業の規範を制定し、事業の自立を強化し、事業の発展を促進し、従業員が法に基づき広告活動に従事するよう指導し、広告業の建設を推進しなければならない。

第二章 広告内容基準

第8条 広告が商品の性能、機能、産地、用途、品質、成分、価格、生産者、有効期限、保証など或いはサービス内容、提供者、形式、品質、価格、保証などの表示に関わる場合、正確、明瞭、明白でなければならない。

広告で販促する商品或いはサービスに景品が付帯することを表示する場合、景品となる商品或いはサービスの品種、規格、数量、期限と方法を明示しなければならない。

法律や行政法規が広告中で明示しなければならない内容を規定している場合、目立つように、明瞭に表示しなければならない。

第9条 広告に以下に掲げる状況があってはならない。

- (1) 中華人民共和国の国旗、国歌、国章、軍旗、軍歌、軍章の使用或いは形を変えたものの使用;
- (2) 国家機関、国家機関の職員の名義或いはイメージの使用或いは形を変えたものの使用;
- (3) 「国家級」、「最高級」、「最適」などの用語の使用;
- (4) 国家の尊厳或いは利益の毀損、国家秘密の漏えい;
- (5) 社会の安定の妨害、社会公共の利益の毀損;
- (6) 人身や財産の安全に危害、プライバシーの漏えい;
- (7) 社会の公共秩序の妨害或いは社会の良好な風習への反抗;
- (8) 猥褻、色欲、賭博、迷信、恐怖、暴力的内容を含むもの;
- (9) 民族、人種、宗教、性別を差別する内容を含むもの;
- (10) 環境や自然資源或いは文化遺産の保護の妨害;
- (11) 法律や行政法規の規定が禁止するその他の状況。

第10条 広告は未成年と身障者の身心の健康を損なってはならない。

第11条 広告の内容が行政の許可を得る必要がある事項の場合、許可された内容と合致していなければならない。

広告で使用するデータ、統計資料、調査結果、要約、引用など内容の証拠として引用する場合、真実、正確であるとともに出所を表示しなければならない。引用内容に適用範囲と有効期限がある場合、明確に表示しなければならない。

第12条 広告が特許製品或いは特許方法に関わる場合、特許番号と特許の種類を明示しなければならない。

特許権を未取得の場合、広告に特許権を取得済みと

虚偽の表示をしてはならない。

未登録特許出願及び既に満了、取消或いは無効の特許を広告に使用してはならない。

第13条 広告で他の生産事業者の商品或いはサービスを貶めてはならない。

第14条 広告は識別性を備え、消費者がその広告を識別できなければならない。

マスメディアは新聞報道の形式に変えて広告を掲載してはならない。マスメディアを通じて掲載する広告は、「広告」と目立つように明示し、広告以外のその他の情報と区別し、消費者に誤解させないようにしなければならない。

放送局やテレビ局が広告を出す場合、国務院関係部門の時間や方式に関する規定を遵守するとともに、作成した広告の時間を明確に提示しなければならない。

第15条 麻酔薬、向精神薬、医療用毒性薬、放射性薬品などの特殊薬品、薬品類有毒化学品前駆物質、麻薬中毒治療薬、医療機械及び治療方法について、広告してはならない。

前項規定以外の処方薬は、国務院衛生行政部門及び国務院薬品監督管理部門が共同で指定する医学や薬学専用刊行物でのみ広告することができる。

第16条 医療、薬品、医療器械の広告に以下に掲げる内容が含まれてはならない。

- (1) 効能、安全性の断言或いは保証の表示；
- (2) 治癒率或いは有効率の説明；
- (3) 他の薬品、医療器械の効能と安全性或いは他の医療機構との比較；
- (4) 広告宣伝人の推薦や証明の利用；
- (5) 法律や行政法規の規定が禁止するその他の内容。

薬品広告の内容は国務院薬品監督管理部門が許可した説明書と一致しなければならない。禁薬や副作用を目立つように表示しなければならない。処方薬の広告には「本広告は医学薬学専門家の閲覧のみに供する」と目立つように表示しなければならない。処方薬以外の広告には「薬品説明書通り或いは薬剤師の指導の下購入及び使用すること」と目立つように

表示しなければならない。

個人での使用を勧める医療機器の広告には「製品説明書をよく読み或いは医療従事者の指導の下購入及び使用すること」と目立つように表示しなければならない。医療機械製品の登録証明書に禁忌内容、注意事項がある場合、広告には「説明書の忌避内容或いは注意事項を参照のこと」と目立つように表示しなければならない。

第17条 医療、薬品、医療機器の広告を除き、疾病治療の効能の他のいかなる広告も禁じるとともに、医療用語或いは販促する商品と薬品、医療機械と紛らわしい用語を使用してはならない。

第18条 健康食品の広告に下記に掲げる内容を含んではならない。

- (1) 効能や安全性を断言或いは保証の表示；
- (2) 疾病予防や治療効果について；
- (3) 広告商品が健康の保障に必要なとの断言或いは暗示；
- (4) 薬品や他の健康食品との実施比較；
- (5) 広告宣伝人の推薦や証明の利用；
- (6) 法律や行政法規の規定が禁止するその他の内容。

健康食品の広告には「本品は薬品に代替するものではない」と目立つように表示しなければならない。

第19条 放送局、テレビ局、マルチメディア定期刊行物出版単位（訳注：単位とは会社組織を言う）、インターネット情報提供者は、健康や養生知識などの形式に変えて、医療、薬品、医療器械、健康食品の広告を掲載してはならない。

第20条 マスメディア或いは公共の場所で母乳の全部或いは一部の代替として幼児乳製品、飲料及びその他の食品の広告を掲載してはならない。

第21条 農薬、動物薬、飼料及び飼料添加剤の広告に下記に掲げる内容を含んではならない。

- (1) 効能や安全性の断言或いは保証の表示；
- (2) 科学研究単位、学術機関、技術普及機関、事業協会或いは専門家や利用者の名義或いはイメージを利用した推薦や証明；
- (3) 有効率の説明；

(4) 安全使用規定に違反する文字、表現、画像の使用;

(5) 法律や行政法規の規定が禁止するその他の内容。

第 22 条 マスメディア或いは公共の場所、公共交通手段、屋外でたばこの広告の掲載をしてはならない。未成年者にどのような形式でもたばこ広告を発送してはならない。

他の商品或いはサービスの広告や公共広告を利用して、たばこ製品の名称、商標、装飾や類似の内容を宣伝してはならない。

たばこ製品の生産者或いは販売者が掲載する住所変更、名称変更、人材募集などの記事にたばこ製品の名称、商標、装飾や類似の内容を含んではならない。

第 23 条 酒類の広告に下記に掲げる内容を含んではならない。

(1) 飲酒の誘導や扇動或いは節度のない飲酒の宣伝;

(2) 飲酒動作;

(3) 自動車、船舶、飛行機などの運転;

(4) 飲酒に緊張とストレスの解消や体力増強などの効能があるとの明示或いは暗示。

第 24 条 教育や研修の広告に下記に掲げる内容を含んではならない。

(1) 進学について、試験により学歴学位或いは合格証書の取得、或いは教育について、教育の効果を保証する明示的或いは暗示的約束;

(2) 関係試験機関或いはその職員、試験出題者の教育や研修への参画の明示或いは暗示;

(3) 科学研究単位、学術機関、教育機関、事業協会、専門家や利用者の名義或いはイメージを利用した推薦や証明。

第 25 条 資金募集など投資収益のある商品或いはサービスの広告において、存在するリスクの可能性、リスクの負担の合理的な説明或いは警告をしなければならないとともに、下記に掲げる内容を含んではならない。

(1) 将来の効果や収益或いはそれらに関連する情

況の保証の約束、元本保証、ノーリスク或いは収益保証などの明示或いは暗示。国が別途規定する場合を除く;

(2) 学術機関、事業協会、専門家や利用者の名義或いはイメージを利用した推薦や証明。

第 26 条 不動産広告、物件情報は真実でなければならない。面積は建築面積或いは占有床面積を表示しなければならないとともに、下記に掲げる内容を含んではならない。

(1) 値上り或いは投資収益の約束;

(2) 特定の参照物への到達所要時間によるプロジェクトの位置表示;

(3) 国の関係価格管理規定違反;

(4) 計画中或いは建設中の交通、商業・文化教育施設、及びその他の市街化施設を誤認させる宣伝。

第 27 条 農作物の種子、木材の種子、草花の種子、繁殖用の家禽、水産種苗、養殖種の広告においては、品種名称、生産性能、成長量或いは生産量、品質、耐性、特殊使用価値、経済価値、適用栽培或いは養殖の範囲及び条件などの面を説明し、真実、明瞭、明白でなければならないとともに、下記に掲げる内容を含んではならない。

(1) 科学的検証不能との断言;

(2) 効能の断言或いは保証の表示;

(3) 経済的利益の分析、予測或いはそれを保証する約束;

(4) 科学研究単位、学術機関、技術普及機関、事業協会或いは専門家や利用者の名義或いはイメージを利用した推薦や証明。

第 28 条 虚偽或いは人を誤解させる内容で消費者を騙し、惑わす広告は、虚偽広告を構成する。

下記に掲げる状況の何れか一つがある広告は虚偽広告である。

(1) 商品或いはサービスが存在しない場合;

(2) 商品の性能、効能、産地、用途、品質、規格、成分、価格、製造者、有効期限、販売状況、受賞歴などの情報、或いはサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、販売状況、受賞歴などの情報、及び商品或いはサービスに関連する受諾などの情報と実際の

情況が合致せず、購入行為に実質的な影響がある場合；

(3) 虚構、偽造或いは検証不能な科学研究結果、統計資料、調査結果、要約、引用などの情報を証明資料とする場合；

(4) 使用する商品或いは受けるサービスの効果が虚構である場合；

(5) 虚偽或いは人に誤解させる内容で消費者を騙し、惑わすその他の状況の場合。

第三章 広告行為規範

第 29 条 広告事業業務に従事する放送局、テレビ局、定期刊行物出版単位は、広告業務の機関に従事する門部署を設け、必要な人員を配置し、広告を掲載するための適切な場所や設備を有するとともに、県クラス以上の地方工商行政管理部门において広告掲載登録手続きを行わなければならない。

第 30 条 広告主、広告事業者、広告掲載者は広告活動期間中に法に基づき書面による契約書を交わさなければならない。

第 31 条 広告主、広告事業者、広告掲載者は広告活動期間中にいかなる形式の不正競争も行ってはならない。

第 32 条 広告主が広告の設計、制作、掲載を委託する場合、合法的な経営資格のある広告事業者、広告掲載者に委託しなければならない。

第 33 条 広告主或いは広告事業者が広告に他人の名義或いはイメージを使用する場合、事前に書面による同意を得なければならない。民事行為無能力者や民事制限行為能力者の名義或いはイメージを使用する場合、事前にその保佐人の書面による同意を得なければならない。

第 34 条 広告事業者、広告掲載者は国の関連規程により、健全な広告業務引受の登記、審査、案件管理制度を設けなければならない。

広告事業者、広告掲載者は法律や行政法規に基づき関係証明書類を検査し、広告内容を照査する。広告と内容が不一致或いは証明書類が不備の場合、広告事業者は設計の提供、制作、代理サービスをできず、広告掲載者は掲載できない。

第 35 条 広告事業者、広告掲載者はその標準料金及び徴収方法を公示しなければならない。

第 36 条 広告掲載者が広告主、広告事業者に提供するカバー率、視聴率、クリック率、発行量などの資料は真実でなければならない。

第 37 条 法律や行政法規が規定する生産や販売の禁止製品或いはサービス提供、及び広告掲載禁止商品或いはサービスについて、いかなる単位或いは個人にも広告の設計、制作、掲載をしてはならない

第 38 条 広告宣伝人が広告で商品やサービスを推薦や証明する場合、事実に基づき、本法及び関連法律や行政法規の規定に合致するとともに、未使用商品或いは未利用サービスを推薦や証明してはならない。

満 10 歳未満の児童を広告宣伝人に利用してはならない。

虚偽広告において推薦や証明し、3 年以内に行政処罰を受けた自然人、法人或いはその他の組織を広告宣伝人として利用してはならない。

第 39 条 小中学校、幼稚園内で広告活動を展開してはならない。小中学生と幼児の教材、副教材、練習問題集、文具、教育用器具、制服、スクールバスなどに広告を掲載或いは形式を変えて掲載してはならない。但し、公共広告は除く。

第 40 条 未成年者に対するマスメディアにおいて、医療、薬品、健康食品、医療機械、化粧品、酒類、美容の広告及び未成年の健康な心身のためにならないネットゲームの広告をしてはならない。

満 14 歳未満の未成年に対する商品或いはサービスの広告に下記に掲げる内容を含んではならない。

- (1) 保護者に商品或いはサービスの購入を勧誘；
- (2) 危険な行為を模倣させるようにすること。

第 41 条 県クラス以上の地方人民政府は関係部門を組織し、屋外広告の掲載に利用する場所、空間、施設などの監督管理を強化するため、屋外広告の設置規格及び安全基準を制定しなければならない。屋外広告の管理方法は、地方の法規や地方政府の規則で規定する。

第 42 条 下記に掲げる状況の何れか一つがある場

合、屋外広告を設置してはならない。

- (1) 交通安全設備、交通標識を利用している場合；
- (2) 市政公共設備、交通安全設備、交通標示、消防設備、消防安全標識の使用に影響する場合；
- (3) 生産或いは人民の生活を妨害し、市の景観を損なう場合；
- (4) 国家機関、文化遺産保護単位、名刹景勝地区などの建築物制限地域、或いは県クラス以上の地方人民政府が屋外広告設置を禁止する地域。

第 43 条 いかなる単位或いは個人も当事者の同意或いは請求を得ずに、その住宅、交通手段などに広告を発送してはならない。電子情報方式でその広告を発送してもならない。

電子情報方式で広告を発送する場合、発送者の真実の身分及び連絡方法を明示するとともに、受信者に継続的な受信を拒絶する方法を提供しなければならない。

第 44 条 インターネットを利用して広告活動に従事する場合、本法の各条項規定を適用する。

インターネットで広告の掲載や発送を利用する場合、ネットの正常な使用に影響を及ぼしてはならない。インターネットページにポップアップする形式などの広告掲載の場合、閉じる標識を目立つように表示しなければならない。一回のクリックで閉じられることを確保しなければならない。

第 45 条 公共の場所の管理者或いは通信業務事業者、インターネット情報サービス運営者がその場所或いは情報をその伝送や掲載プラットフォームで違法広告を発送や掲載に利用することを明らかに知っていた或いは知るべき場合、制止しなければならない。

第四章 監督管理

第 46 条 医療、薬品、医療器械、農薬、動物薬及び健康食品の広告、及び法律や行政法規の規定により審査されるその他の広告を掲載する場合、掲載前に関連部門(以下、「広告審査機関」と略称)により広告内容の審査を受けなければならない。審査を経ずに、掲載してはならない。

第 47 条 広告主は広告の審査を申請する場合、法律や行政法規に基づき広告審査機関に関連証明書

類を提出しなければならない。

広告審査機関は法律や行政法規の規定に基づき、審査決定をなすとともに、審査許可文書の副本をそのクラスの工商行政管理部門に送付しなければならない。広告審査機関は速やかに承認した広告を社会に公示しなければならない。

第 48 条 いかなる単位或いは個人も、広告審査承認文書を偽造、変造或いは譲渡してはならない。

第 49 条 工商行政管理部門は広告監督管理の職責を履行し、下記に掲げる職権を行使することができる。

- (1) 違法広告活動従事被疑現場の検査；
- (2) 違法被疑当事者或いは法定代表人、主要責任者及びその他の関係者の訊問、関係単位或いは個人の調査；
- (3) 違法被疑当事者に期日を限って関係証明書類提出を要求；
- (4) 違法被疑広告関係契約、証票、帳簿、広告作品及びその他の関係資料の検査、複製；
- (5) 違法被疑広告に直接関連する広告物品、事業手段、設備などの財産の差押、押収；
- (6) 違法被疑広告が重大な結果を生じる可能性がある場合に掲載の一時停止命令；
- (7) 法律や行政法規が規定するその他の職権。

工商行政管理部門は健全な広告監視制度を設け、監視措置を整備し、違法広告行為を速やかな発見及び法に基づく捜査と処分をしなければならない。

第 50 条 國務院工商行政管理部門は國務院関係部門と合同でマスメディア広告掲載行為規範を制定する。

第 51 条 工商行政管理部門は本法の規定に基づく職権を行使し、当事者は支援や協力をしなければならない。拒絶や妨害をしてはならない。

第 52 条 工商行政管理部門と関連部門及びその職員は、その広告監督管理活動中に知り得た営業秘密について秘密保持義務を負う。

第 53 条 いずれの単位或いは個人も工商行政管理部門及び関係部門に本法の違反行為を告発や通報する権利を有する。工商行政管理部門と関連部門は告発や通報を受理する電話、受信箱或いは電子メー

ルアドレスを社会に公開しなければならず、告発や通報を受けた部門は告発日から起算して7営業日以内に受理し、処理するとともに告発者や通報者に通告しなければならない。

工商行政管理部門及び関連部門が法に基づく職責を履行しない場合、いかなる単位或いは個人もその上級機関科類は観察機関に通報する権利を有する。通報を受けた機関は、法に基づき処理するとともに、処理結果を速やかに通報者に通告しなければならない。

関連部門は告発者や通報者の秘密を守らなければならない。

第54条 消費者協会及びその他の消費者組織は本法の規定に違反し、虚偽広告を掲載して消費者の合法的權益を害し、及びその他の社会公共の利益を損なう行為がある場合、法に基づき社会の監督を推進する。

第五章 法律責任

第55条 本法の規定に違反し、虚偽広告を掲載した場合、工商行政管理部門は広告の掲載停止を命じ、広告主に適切な範囲の影響の除去を命じ、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年以内に3回以上の違法行為或いはその他の重大な情状がある場合、広告費用の5倍以上10倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証の取上げることができるとともに、広告審査機関は広告審査承認書類を取消し、その広告審査申請を1年以内受理しない。

医療機関に前項規定の違法行為があり、情状が重大な場合、工商行政管理部門が本法による処罰のほか、衛生行政部門は診療科目を取上げ或いは医療機関営業許可証の取上げることができる。

広告事業者や広告掲載者が虚偽広告の設計、制作、代理の掲載を明らかに知っていた或いは知るべき場合、工商行政管理部門は広告費用を没収するとともに、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広

告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年以内に3回以上の違法行為或いはその他の重大な情状がある場合、広告費用の5倍以上10倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、100万元以上200万元以下の罰金を科すとともに、関係部門は広告掲載業務を一時的に停止させ、営業許可証を取上げ、広告掲載登録証書を取り上げることができる。

広告主、広告事業者、広告掲載者に本条第1項、第3項に規定する行為がある場合、犯罪を構成し、法に基づき刑事責任を追及する。

第56条 本法の規定に違反し、虚偽広告を掲載し、消費者を騙し、惑わし、商品の購入或いはサービスを受けさせて消費者の合法的權益を損なわせた場合、広告主は法に基づき民事責任を負う。広告事業者や広告掲載者が広告主の真の名称、住所及び有効な連絡方法を提供できない場合、消費者は広告事業者や広告掲載者に予め賠償を要求することができる。虚偽広告が消費者の生命や健康に関係する商品或いはサービスで、消費者に損害を生じさせた場合、その広告事業者、広告掲載者、広告宣伝人は広告主と連帯責任を負わなければならない。

前項の規定以外の商品或いはサービスの虚偽広告が消費者に損害を生じさせた場合で、その広告事業者、広告掲載者、広告宣伝人が虚偽広告の設計、制作、代理の掲載或いは推薦や証明を明らかに知っていた或いは知るべき場合、広告主と連帯責任を負わなければならない。

第57条 下記に掲げる情況の何れか一つがある場合、工商行政管理部門は広告掲載の停止を命じ、広告主に20万元以上100万元以下の罰金を科し、情状が重大な場合は、更に営業許可証を取上げることができ、広告審査機関が広告審査承認書類を取消し、その広告審査申請を1年以内受理しない。広告事業者や広告掲載者に対し、工商行政管理部門は広告費用を没収し、20万元以上100万元以下の罰金を科し、情状が重大な場合は、更に営業許可証を取上げ、広告審査機関の広告掲載登録証書を取り上げること

ができる。

(1) 本法第 9 条、第 10 条が禁止する情況の広告の掲載；

(2) 本法第 15 条の規定に違反する処方薬の広告、薬品類有毒化学品前駆物質の広告、麻薬中毒治療用医療機器及び治療方法の広告の掲載；

(3) 本法第 20 条の規定に違反し、母乳の全部或いは一部の代替として幼児乳製品、飲料及びその他の食品の広告の掲載；

(4) 本法第 22 条の規定に違反し、たばこの広告の掲載；

(5) 本法第 37 条の規定に違反し、推薦禁止商品の生産、販売或いはサービス提供、若しくは広告掲載禁止商品或いはサービスの広告の利用；

(6) 本法第 40 条第 1 項の規定に違反し、未成年者に対するマスメディアにおける医療、薬品、健康食品、医療機械、化粧品、酒類、美容の広告及び未成年の健康な心身のためにならないネットゲームの広告の掲載；

第 58 条 下記に掲げる情況の何れか一つがある場合、工商行政管理部門は広告掲載の停止を命じ、広告主に適切な範囲の影響の除去を命じ、広告費用の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、10 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。情状が重大である場合、広告費用の 3 倍以上 5 倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、20 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り上げるとともに、広告審査機関は広告審査承認書類を取消し、その広告審査申請の 1 年以内受理しない。

(1) 本法第 16 条の規定に違反する医療、薬品、医療機械の広告の掲載；

(2) 本法第 17 条の規定に違反し、広告中に疾病治療効能、及び医療用語或いは販促する商品と薬品や医療機械と紛らわしい用語の使用；

(3) 本法第 18 条の規定に違反し、健康食品の広告の掲載；

(4) 本法第 21 条の規定に違反し、農薬、動物薬、飼料及び飼料添加剤の広告の掲載；

(5) 本法第 23 条の規定に違反し、酒類の広告の掲載；

(6) 本法第 24 条の規定に違反し、教育、研修の広告の掲載；

(7) 本法第 25 条の規定に違反し、資金募集など投資収益のある商品或いはサービスの広告の掲載；

(8) 本法第 26 条の規定に違反し、不動産の広告の掲載；

(9) 本法第 27 条の規定に違反し、農作物の種子、木材の種子、草花の種子、繁殖用の家禽、水産種苗、養殖種の広告の掲載；

(10) 本法第 38 条第 2 項の規定に違反し、満 10 歳未満の児童を広告宣伝人に利用；

(11) 本法第 38 条第 3 項の規定に違反し、自然人、法人或いはその他の組織を広告宣伝人に利用；

(12) 本法第 39 条の規定に違反し、小中学校、幼稚園内、或いは小中学性、幼稚園児を利用した関連物品の広告の掲載；

(13) 本法第 40 条第 2 項の規定に違反し、満 14 歳未満の未成年に対する商品或いはサービスの広告の掲載；

(14) 本法第 46 条の規定に違反し、審査を受けていない広告の掲載；

医療機関に前項規定の違法行為があり、情状が重大な場合、工商行政管理部門が本法による処罰のほか、衛生行政部門は診療科目を取上げ或いは医療機関営業許可証を取り上げることができる。

広告事業者、広告掲載者が本条第 1 項規定の違法行為による設計、制作、代理の掲載を明らかに知っていた或いは知るべき場合、工商行政管理部門は広告費用を没収するとともに、広告費用の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、10 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。重大な情状がある場合、広告費用の 3 倍以上 5 倍以下の罰金を科し、広告費用の算定ができない或いは明らかに低い場合、20 万元以上 100 万元以下の罰金を科すとともに、関係部門は広告掲載業務を一時時的に停止させ、営業許可証を取上げ、広告掲載登録証書を取上げることができる。

第 59 条 下記に掲げる状況の何れか一つがある場合、工商行政管理部門は広告掲載の停止を命じ、広告主に 10 万元以下の罰金を科す。

- (1) 広告内容が本法第 8 条の規定に違反する場合；
 - (2) 広告引用内容が本法第 11 条の規定に違反する場合；
 - (3) 特許の広告が本法第 12 条の規定に違反する場合；
 - (4) 本法第 13 条の規定に違反し、他の生産事業者の商品或いはサービスの評価を下げる広告の場合；
- 広告事業者、広告掲載者が前項規定の違法行為による設計、制作、代理の掲載を明らかに知っていた或いは知るべき場合、工商行政管理部門は 10 万元以下の罰金を科す。

本法第 14 条の規定に違反し、識別力がない広告の場合、或いは本法第 19 条の規定に違反し、形式を変えて、医療、薬品、医療機械、健康食品の広告を掲載する場合、工商行政管理部門は是正を命じ、広告掲載者に 10 万元以下の罰金を科す。

第 60 条 本法第 29 条の規定に違反し、放送局、テレビ局、定期刊行物出版単位が広告掲載登録手続きをせず、勝手に広告事業業務に従事する場合、工商行政管理部門は是正を命じ、違法所得を没収するとともに、違法所得が 1 万元以上の場合は違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金、違法所得が 1 万元に満たない場合は 5 千元以上 3 万元以下の罰金を科す。

第 61 条 本法第 34 条の規定に違反し、広告事業者、広告掲載者が国の関連規程により、健全な広告業務管理制度、或いは広告内容を照査の対応をしていない場合、工商行政管理部門は是正を命じ、5 万以下の罰金を科す。

本法第 35 条の規定に違反し、広告事業者、広告掲載者がその標準料金及び徴収方法を公示していない場合、価格主管部門は是正を命じ、5 万以下の罰金を科す。

第 62 条 広告宣伝人に下記に掲げる状況の何れか一つがある場合、工商行政管理部門は違法所得を没収するとともに、違法所得の 1 倍以上 2 倍以下の

罰金を科す。

- (1) 本法第 16 条第 1 項第 4 号の規定に違反し、医療、薬品、医療機械の広告で推薦や証明をなす場合；
- (2) 本法第 18 条第 1 項第 5 項の規定に違反し、健康食品の広告で推薦や証明をなす場合；
- (3) 本法第 38 条第 1 項の規定に違反し、その未使用商品或いは未利用サービスの広告で推薦や証明をなす場合；
- (4) 虚偽広告を明らかに知っていた或いは知るべき広告で推薦や証明をなす場合。

第 63 条 本法第 43 条の規定に違反し広告を発送した場合、関連部門は違法行為の停止を命じ、広告主に 5 千元以上 3 万以下の罰金を科す。

本法第 44 条第 2 項の規定に違反し、インターネットを利用して広告を掲載し、閉じる標識を目立つように表示せず、一回のクリックで確実に閉じられるようにしていない場合、工商行政管理部門は是正を命じ、広告主に 5 千元以上 3 万以下の罰金を科す。

第 64 条 本法第 45 条の規定に違反し、公共の場所の管理者或いは通信業務事業者、インターネット情報サービス運営者が明らかに知っていた或いは知るべき違法広告活動を制止しなかった場合、工商行政管理部門は違法所得を没収するとともに、違法所得が 5 万元以上の場合 1 倍以上 3 倍以下の罰金、違法所得が 5 万元未満の場合 1 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合、関係部門が法に基づき関連業務を停止する。

第 65 条 本法の規定に違反し、真実の状況を隠す、或いは広告審査申請に虚偽の資料を提供する場合、広告審査機関は不受理或いは非承認とし、警告する。当該申請人の広告審査申請は一年以内不受理とする。詐欺、賄賂など不正な手段で広告審査承認を取得した場合、広告審査機関はそれを取消し、10 万元以上 20 万元以下の罰金を科し、当該申請人の広告審査申請は 3 年以内不受理とする。

第 66 条 本法の規定に違反し、広告審査承認文書を偽造、変造或いは譲渡した場合、工商行政管理部門は違法所得を没収するとともに、1 万元以上 10 万元

以下の罰金を科す。

第 67 条 本法に規定する違法行為があった場合、工商行政管理部門は信用記録簿に記入するとともに、関係法律や行政法規の規定に基づき公示する。

第 68 条 放送局、テレビ局、マルチメディア定期刊行物出版単位が違法広告を掲載、或いは新聞報道の形式に変えて広告を掲載、或いは健康や養生知識などの形式に変えて、医療、薬品、医療機械、健康食品の広告を掲載する場合、工商行政管理部門は本法の規定により処罰し、新聞出版広電部門及びその他の関係部門に通報しなければならない。新聞出版広電部門及びその他の関係部門は法に基づき管轄責任者及び直接責任者を処分しなければならない。情状が重大な場合、メディア広告掲載業務の一時停止することもできる。

新聞出版広電部門及びその他の関係部門が前項の規定により放送局、テレビ局、マルチメディア定期刊行物出版単位を処分していない場合、管轄責任者及び直接責任者を法に基づき処分する。

第 69 条 広告主、広告事業者、広告掲載者が本法の規定に違反し、下記に掲げる権利侵害行為の何れか一つがある場合、法に基づき民事責任を負う。

- (1) 広告で未成年者或いは身障者の心身の健康を損なう場合；
- (2) 他人の特許を偽称する場合；
- (3) 他の生産事業者の商品或いはサービスを貶める場合；
- (4) 広告に同意を得ずに他人の名義或いはイメージを使用する場合；
- (5) その他他人の合法的な民事的權益を侵害する場合。

第 70 条 虚偽広告の掲載、或いはその他本法の規定に違法行為により、営業許可証が取上げられた会社や企業の法定代表者、違法行為について個人の

責任を負う場合は、当該会社や企業の営業許可証が取上げられた日を起算して 3 年以内に、会社や企業の取締役、監査役、高級管理者を担当してはならない。

第 71 条 本法の規定に違反し、工商行政管理部門の監督検査を拒絶、妨害、或いはその他の治安管理に違反する行為を構成した場合、法に基づき治安管理处罰する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第 72 条 広告審査機関が違法な広告内容に審査承認を決定した場合、管轄責任者及び直接責任者を任命機関或いは監察期間は法に基づき処分する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第 73 条 工商行政管理部門は広告監視職責履行中に発見した違法広告行為或いは告発や通報による違法広告行為に対して、法に基づき調査と処分をしない場合、管轄責任者及び直接責任者を法に基づき処分する。

工商行政管理部門及び責任のある広告管理関連業務関連部門の職員が職務怠慢、職権濫用、私情不正をなす場合、法に基づき処分する。

前 2 項の行為が犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第六章 附則

第 74 条 国は公共広告に係る宣伝活動の発展、社会主義の革新的価値観を広めることを推奨、支持し、文化的な気風を提唱する。

マスメディアには公共広告を掲載する義務がある。放送局、テレビ局、定期刊行物出版単位は紙面、期間、時間の規定に基づき公共広告を掲載しなければならない。公共広告の管理方法は、国务院工商行政管理部門と関係部門が合同して制定する。

第 75 条 本法は 2015 年 9 月 1 日より施行する。 ■

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

